

Title	〔最高裁民事事例研究一九五〕信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰すうを左右する前提問題となっている具体的権利義務ないし法律関係をめぐる紛争と裁判所法三条という法律上の争訟(昭和五六年四月七日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.3 (1982. 3) ,p.124- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820315-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

その席上で業務内容についての報告を求め、必要とあらば取締役会の指揮権の発動を議案とし、これに賛成の意思を表明することによつて、監視義務を尽したものと評価されることに鑑みると、Y₂が取締役会の招集の請求を怠つたこととXに於ける損害発生との間には、相当因果関係が存在するものと理解すべきである。

付記 本件については、志村教授の判例研究(商事法務八四三号二四頁)

が存在し、Y₂の責任についての判示部分には全面的に反対され、また、Y₂が取締役会の招集を請求しなかつたこととXに於ける損害発生との間の相当因果関係は緩やかに解すべきであるとされる。

並木 和夫

〔最高裁判事例研究 一九五〕

昭和五六⁹ (最高民集三五卷
三号四四三頁)

信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰すを左右する前提問題となつている具体的権利義務ないし法律関係をめぐる紛争と裁判所法三条にいう法律上の争訟

寄附金返還請求事件(昭和五六・四・七第三小法廷判決)

X₁ら(原告・控訴人・被上告人)は、Y(被告・被控訴人・上告人)が企図した本堂建立のために、昭和四〇年一月頃にYの募金に応じ寄附をした。Yは、本堂建立は、「日蓮が弘安二年一月二日に建立した「閻浮提總寺の御本尊」俗に「板まんたら」と称される本尊を安置するためのものである事と、この本堂建立の時は、広宣流布(日蓮の三大秘法の弘法が日本国中、さらに、世界中に広まる事)の達成の時期にあたる事とを、言明していた。ところが、昭和四六年一月頃X₁らは本尊が偽物ではないかと疑い、Yに糺したところ、Yはそのような説は妄説

であるとしてとりあわず、さらに、昭和四七年一月、本堂の完工直前に、本堂は、未だ三大秘法抄の戒壇の完結の時ではなく、広宣流布は達成されていないと宣明した。X₁らはYの言を信じて寄附をしたが、その寄附行為には要素の錯誤があつたので無効であり、Yは寄附金を不当利得しているとして、返還請求の訴を提起した。

第一審判決は、X₁らの主張する錯誤の内容は、教義の解釈、堂宇の意義に関する内心の信仰にかかわるとして、法律上の争訟にあたらないうちに訴を却下とした。

これに対して、原判決は、X₁らの請求は錯誤に基づく金銭の返還であつて、具体的な権利義務又は法律関係の存否の争いであり、たとえその前提として主張する錯誤の内容が、宗教上の信仰にかかわるとしても、法律上の争訟に該当しないと云えないとして、第一審判決を取り消し事件を差し戻した。

本判決は、X₁らの主張する要素の錯誤の判断には、信仰対象についての

宗教上の判断と、教義に関する判断が必要であり、いずれも事柄の性質上、法令を適用する事によつては解決する事のできない問題である。本件訴訟は具体的権利義務ないし、法律関係に関する紛争の形式をとつており、信仰の対象の価値ないし教義に関する判断は、請求の当否を決するについての前提問題とされはいるが、それが訴訟の帰するを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となつてはいる場合には、右訴訟は、裁判所法三条の法律上の争訟にあたらぬ、として、自判して、Xの控訴を棄却した(尚、結論的には、同旨だが、少数意見が付されており、これによれば、金銭給付を求める法律上の争訟として、本件を認めたと上で、請求の当否を判断する前提問題に、宗教上の判断を必要とするため、審判権が及ばない結果、Xの主張を肯認する事ができずに本件棄却すべきところ、一審判決をXのみが控訴してはいるので、不利益変更禁止の法理によつて、一審判決を維持する他はないとする)。

判旨に賛成する。

一 宗教上の紛争に關して判例は、宗教団体の組織に關するものと、信仰対象の真偽や教義の解釈などの純粹に宗教上の問題に關するものとの二つに分類し、前者については裁判権に服するが、後者は裁判権の対象とはならないと考へてはいると言われている⁽¹⁾。本判決は、この後者の場合にあたると言へよう。ところが、裁判権の対象とはならないという事は、純粹に宗教上の問題が訴訟の中で争われる時に、その争いが本来の問題となつてはいる場合と、前提問題となつてはいる場合とが、區別せられらるることを考へると、なお、明瞭な言いまわしとは言い難い。

そこで、本判決を、純粹に宗教上の問題が、裁判上争われた場合に、裁判所はどのような態度をとるべきかという点から、考へてみ

る事にする。

二 通常、宗教と裁判の關係を考へる時、まず想起されるのは、憲法二十条の宗教の自由の原則であらう。宗教の自由は、基本的人權として尊重されなければならない事は、今さら言うまでもない。その宗教の自由を保障する國家が、ある特定の宗教団体を優遇するのは、宗教の自由を全うする事はでき得ない。そのために、政教分離という原理が、その宗教の自由を保障する手段として、是非とも必要になると考へられている。そして、憲法七六条において裁判所が有すると定められている司法權も、又、國家の權力である以上、裁判所が、この制約に服さねばならないという事は當然と言える。このような考へから、純粹に宗教上の紛争においての司法權の介入を否定する學説がある⁽²⁾。所説は、宗教上の問題が、訴訟で争われた場合には、争われる問題が、前提問題としてであらうと、本来の問題としてであらうと判決に至るための重要な判断として、判断される以上、いずれの場合にも(前提問題たる、本来の問題たるを問わず)、判断を回避するべきであると主張する。しかし、所説の主張には、若干の説明が不足しているように思われる。確かに、介入しないという事は、一方の宗派のみを優遇する事を回避するために良い手段であらう。だが、宗教上の問題が本来の問題として争われた場合には、有効な手段かも知れないが、それが、前提問題として争われた場合にまで、有効であるだけの理由で、判断を回避するとすれば、司法權は、單なる便宜を理由に、全うされえない事になる。所説は、介入しない事が、有効な手段であるという事実を説明している

にすぎず、実は、さらに、何故に介入しない事が当然なのか、説明されて然るべきなのである。

三 これに対して、裁判所法三条一項にいわゆる法律上の争訟という言葉から、宗教上の紛争に対する、裁判所の態度を説明する学説がある。⁽³⁾ 裁判所が裁判する一切の法律上の争訟というものは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争で、さらにそれが法令の適用によつて終局的に解決する事ができるものに限られると考えられており争いはない。所説は、この通説、判例の一致した見解を前提にして、宗教上の紛争は、法律上の争訟にあたらぬと説明する。

確かに、本来の問題として、宗教の教義そのものが争われたりするのなら、所説の説明するとおり、裁判所は、当該訴訟を却下する事もできるであろうが、前提問題として、それが争われた時にまだ、「終局的に法令の適用によつて、解決する事ができない紛争」と断じる事が、できると思われぬ。その点を考慮して、本来の問題と前提問題との場合で、裁判所の態度を区別すべきだとする説が、所説の中にも存在する。この説によれば、本来の問題として、宗教上の問題が争われた場合には、却下をし（裁判所法三条一項に基く）、前提問題として争われた場合には実体審理すべきであるという事になる。裁判所法三条一項を理由に、すべての場合を却下すると考える説よりは、一歩進んだ学説という事になる。しかし、実体審理をすとして、宗教上の問題を、たとえ前提問題であるにしても、判断するとすれば、不安が残る。このため、実体審理をすれ

ば、挙証責任の問題になり、事実上は、棄却される可能性が大きい事を指摘して、この不安を解消しようとする事になる。しかし、挙証責任は、実体法上の問題であつて、法とは、本質的に平面を異にする宗教に関する問題が、同列で扱われるのは不当であろう。その点で、この説にも問題が残ると言わざるをえない。

四 裁判過程は、いわゆる法律上の争訟を裁判するために、合理的に設置されている。従つて、裁判所は、法律上の問題を裁判するにあつては、けつして不当な判断を下す事はない。それは、前提問題であろうと、本来の問題であろうと同様である。その判断形成のためのプロセスは、ひらたく言えば、法的説得の過程と言えよう。⁽⁶⁾ 本来の問題—前提問題—前提問題の前提問題……と切れめなくつながら、法的論理の連鎖の、その説得の過程なのである。このプロセスが、法的紛争解決のために、正当で合理的な判断を下すのに適する事は確かだが、本質的に、法的説得になじまない宗教上の諸問題を判断するために、ふさわしいとは到底考えられない。従つて、裁判所は、その選択された判断形成のプロセスの制約として、自己の判断に責任を持つ事のできない判断対象を除外せざるを得ないのである。

従つて、裁判所は本来宗教上の争いに介入する事ができないというのは、単に政教分離のためと言うよりは（たとえ介入したところで、公平に判断しうるのならば、政教分離の原理は全うされるのであるから）司法という過程が持つ内在的な制約であると、考える事ができる。そうして、こう考える事によつて、信教の自由を理由として考えて

いた所説が、説明しえなかつた点——何故に判断しない事が公平なのか——を説明する事ができるようになる。そもそも、公平に判断する事が、不可能である以上、介入する事をひかえざるを得なかつたのである。しかし、こう説明を加えたとしても、所説には、賛成する事ができない。宗教上の問題が本来の問題として争われるか、前提問題として争われるかで、その介入の回避の仕方は一様ではないと考えるからである。少くとも、本来の問題が法律上の争訟と認められる紛争の前提問題が、宗教上の争いとなつている場合、この紛争が全体として、宗教上の争いとなつてしまふなどという事は、説明のための説明に過ぎない。

さらに、又、宗教上の問題が前提問題として争われた場合には、実体審理ができると考える説が残した不安も、これで、本当の意味で解消する。結論的に言えば、宗教上の問題が前提問題として争われる事になつた場合には、裁判所は本案を棄却すれば良い。なぜなら、法的説得になじまない宗教上の問題が、理由づけのために提出されるために、法的説得が不可能になるからである。これはあたかも、挙証責任の機能が働いたのと同様に見えるが、実は挙証責任分配と同種のルールが、一極言すれば、現状を変動させようとする者はその変動を理由つけて説得しなければならぬという原理が一機能しているためである。つまり、説得しなければならぬ者が、説得になじまない理由を示したため、自身の主張を相手に説得する事ができなくなつたという事なのである。

以上のような考えから、宗教上の問題が、本来の問題として争わ

れた時には、法律上の争訟にあたらぬとして却下し、前提問題として争われた時には、その時点で審理が不可能になつて、棄却するのが、正当であると考える。

五 さて、以上の考察を前提に、本判決を見てみると、判旨は、本件が、全体として宗教上の問題が争われていると考えている。非常に曖昧とも思われるが、「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も、右の判断に（宗教上の教義等に関する判断）関するものがその核心となつていて認められる……」（カッユ内筆者）という表現は、当事者が意図していた解決せられるべき紛争が、正に宗教上の問題であつた事を、表面上の文言に拘泥する事なく、正当に見極めていると、評価しうる。即ち、本件は、その現象形態の紛らわしきにも拘らず、実は、宗教上の問題が、本来の問題として、争われている事例と認められ、単にそれが、前提問題として争われた事例とは認められない。

そうして、本来の問題として宗教上の問題が争われている場合には、却下すべきであると考えるため、本判旨は正当であると、評する事ができる。

又、こう考える以上、本判決の少数意見は本件を、宗教上の問題が前提問題となつている紛争ととらえている点で、首肯し難い。

(1) 小室・「最新判例批評」六五・判例評論二二二号一四九頁。

(2) 佐藤「『法律上の争訟』と司法権の限界」民事研修二二七・一七頁、相沢「宗教教義の紛争と司法権に関する一考察」上智法学二〇・三・八。

- (3) 小室・前掲一四九頁、佐藤・前掲七頁、三ヶ月 民事訴訟法(法律学講座双書) 六五頁。
- (4) 小室・前掲一五〇頁、佐藤・前掲七頁
兼子・竹下・裁判所法新版七三頁、最三判昭二八・一一・一七行集四・一一・二七六〇、最三判昭四一・二・八民集二〇・二・一九六。
- (5) 小室・前掲一五〇頁。
- (6) 伊東・弁論主義六六頁。

山田 恒久